

米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて

平成20年2月5日
農林水産省総合食料局

1 農産物検査による銘柄検査

- (1) 農産物検査は、米、麦、大豆等国民生活上重要な位置付けを占める農産物を対象品目としているが、これらの農産物については、取引関係者にとって、品位とともに産地や品種が商品評価の重要な判断要素となっている。
- (2) また、米については、消費者が購入する際に、産地・品種等の表示内容を確認して商品選択を行っており、適正な表示を行う上で、産地・品種等の根拠となるものが必要とされている。
- (3) 農産物検査は、このようなニーズに応え、品種の特性又は一定の産地で生産される場合、他に比較して品質差を区分するため、産地及び品種又はその組合わせたものを「銘柄」として検査証明を行っている。
- (4) 銘柄については、一定の産地で生産されることにより生ずる農産物の特性を現物で見極める他、各受検者（生産者）の品種毎の作付状況等生産情報と突き合わせることで、正確・適切な判定を行っている。
- (5) このため、農産物の生産者からの請求による品位等検査については、都道府県の区域を単位として登録を受けた登録検査機関が実施することとしている。

農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）

（品位等検査に係る銘柄の検査）

（第2条）

品位等検査に係る銘柄についての検査は、産地、品種、産地品種又は産地型について行う。

国内産農産物の銘柄区分

- ・産地銘柄 …… 小豆、いんげん
- ・品種銘柄 …… 強力小麦
- ・産地品種銘柄 …… 米穀（精米を除く）、麦（普通小麦、大麦及びはだか麦）、大豆、そば

農産物検査法（昭和26年法律第144号）

（生産者に係る品位等検査を行う者の特定等）

（第14条）

法第3条（米穀）、第6条（麦）及び第9条（米麦以外）の品位等検査であつて、農産物の生産者からの請求により行うものについては、当該生産者の住所地又は検査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録検査機関以外の登録検査機関は行うことができない。

2 国内産農産物の銘柄設定

(1) 国内産農産物の銘柄の設定、変更又は廃止を行うに当たっては、「国内産農産物銘柄設定等申請要領」(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)に基づき、都道府県の区域を単位とする農産物の生産地段階において、地域の実情、流通・消費段階の多様なニーズに対応し、設定等を行っている。

(2) 銘柄設定(改廃を含む)に当たっては、地方農政事務所等は、都道府県、生産者団体及び実需者団体並びに関係機関等から意見聴取し、農林水産省総合食料局長に毎年1月末までに申請する。

(3) 局長は、銘柄の設定(改廃を含む)を行う必要があると認める場合には、農産物規格規程の一部改正のための事務手続きを行う。(官報告示)

産地品種銘柄設定等の流れ

地方農政事務所等において、銘柄の設定等に係る要望を聴取するための必要事項を定め公表
(提出書類、提出先、提出期限、サンプル等)

<設定等>
国内産農産物の銘柄の設定、変更(銘柄を構成する品種群の品種の追加又は削除を含む。)又は廃止。

申請者
(都道府県、生産者団体、育成者等)

10月~12月

申請

関係機関の
意見聴取

地方農政事務所長等

<関係機関>
生産者団体、実需者団体、都道府県等

<聴取内容>
銘柄として新たに設定することについて、産地としてまとまった取組が行われている農産物で、次の要件のすべてを満たし、銘柄として設定すること
農産物検査において、銘柄の鑑定が可能
農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能
原則として、当該都道府県の奨励品種及び市町村等一定の地域においてまとまった取組があり、拡大が見込まれるもの
育成者権の侵害行為を組成しない
品種群については、品種特性、品質の観点から複数の品種を品種群として同一の銘柄とすることが適当である

1月

申請

銘柄の設定等を申請する必要があると認める場合

総合食料局長

1月末

銘柄の設定等を行う必要があると認める場合

大臣告示
(農産物規格規程の一部改正)

3月末

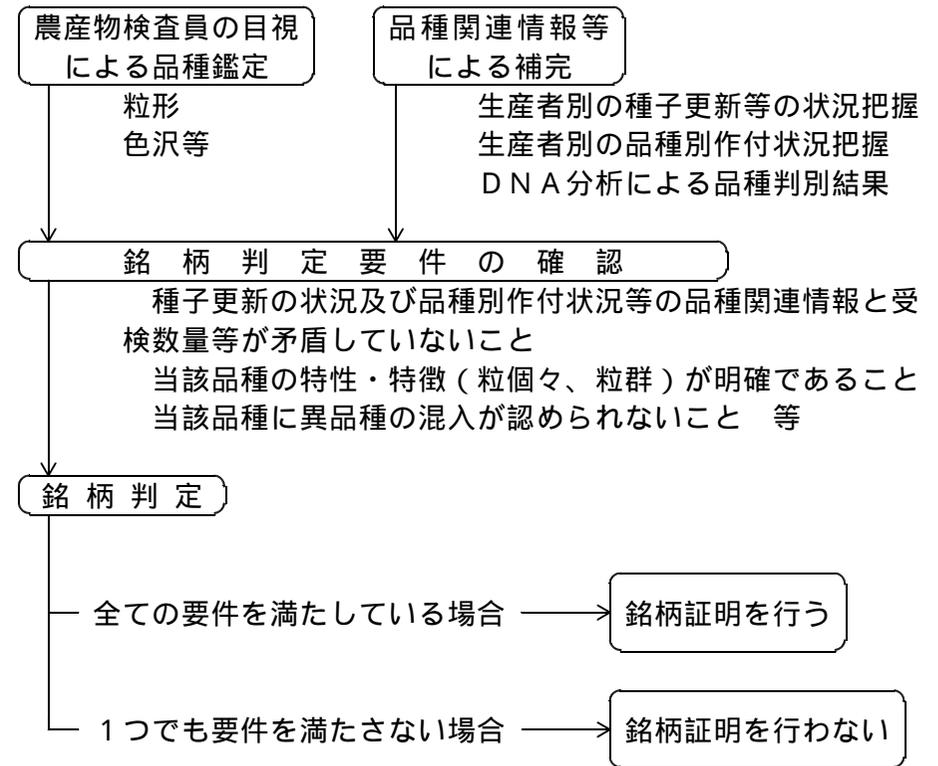
3 農産物検査による産地品種銘柄証明

(1) 農産物検査による米の産地品種銘柄証明は、農産物検査員の玄米形状の目視による判定を基本としている。

この場合、農産物検査員は、
生産者の申告（検査請求書）
生産者の品種別作付状況等の品種関連情報
等を補完情報として活用している。

(2) 米の出荷段階での目視による産地品種銘柄証明は、出荷が集中する収穫期に大量流通する米について、短期間かつ低コストで鑑定を可能とする最も実用的な手法である。

米の産地品種銘柄証明の流れ



米の検査手数料

60kg当り 50円 が中心価格

（検査手数料は、各登録検査機関が実費を反映して定めることとされている。現状では、民営化以前の国の検査手数料(50円/60kg)を準用している機関が多い）

4 米の産地品種銘柄を巡る課題・要望及び見直しの方向について

(1) 現行の産地品種銘柄の設定に当たっては、産地としてまとまった取組みをしているもので、原則として都道府県の奨励品種であることが設定の要件となっている。

このため、出回りが少量の品種は、有望であっても産地品種銘柄になりにくい状況にあることから、少量でも産地品種銘柄に設定できる仕組みにして欲しいとの要望がある。

(2) 農産物検査法による米の産地品種銘柄の証明は、JAS法に基づく産地及び品種の表示の根拠となっているため、産地・品種の表示を目的として、農産物検査の産地品種銘柄が多数に達している。

19年産水稻うるち玄米：537銘柄
 醸造用玄米：180銘柄
 もち玄米：86銘柄 合計 803銘柄

(3) 登録検査機関は、当該登録検査機関の農産物検査員に、農産物検査を行う業務区域の産地品種銘柄の全てにつき、銘柄検査を行うことが義務付けられている。

このため、産地品種銘柄の更なる増加により、登録検査機関の農産物検査員の負担が大きくなるとともに、検査精度の低下が懸念される。

米の産地品種銘柄数（19年産）

県別	うるち玄米	醸造用玄米	もち玄米	合計
北海道	14	3	2	19
青森	7	4	2	13
岩手	9	2	5	16
宮城	19	5	3	27
秋田	15	8	4	27
山形	18	13	3	34
福島	18	4	3	25
茨城	11	6	2	19
栃木	10	7	2	19
群馬	10	3	-	13
埼玉	10	2	1	13
千葉	9	2	2	13
東京	-	-	-	0
神奈川	4	1	-	5
新潟	18	9	2	29
富山	16	5	5	26
石川	12	4	4	20
福井	12	5	4	21
山梨	6	3	1	10
長野	8	5	1	14
岐阜	17	4	3	24
静岡	11	4	2	17
愛知	12	2	-	14
三重	13	3	-	16
滋賀	18	3	1	22
京都	10	2	1	13
大阪	5	3	-	8
兵庫	18	16	3	37
奈良	5	2	-	7
和歌山	10	1	-	11
鳥取	11	4	4	19
島根	9	6	3	18
岡山	15	2	3	20
広島	13	7	2	22
山口	10	3	3	16
徳島	10	1	-	11
香川	10	2	-	12
愛媛	9	6	-	15
高知	18	3	-	21
福岡	17	4	3	24
佐賀	13	3	2	18
長崎	7	1	1	9
熊本	14	2	2	18
大分	11	3	1	15
宮崎	14	2	1	17
鹿児島	8	-	5	13
沖縄	3	-	-	3
総計	537	180	86	803

(4) 一方、各道府県の産地品種銘柄の上位3品種までの検査数量は、全検査数量の90%を超えている。

また、上位5品種では、全検査数量の95%を上回る状況にある。

(5) このため、少量であっても産地品種銘柄設定を可能としたいという要望には極力対応し、また、登録検査機関の負担の軽減、検査精度を確保する観点から、検査数量が上位の銘柄については、県内の全ての登録検査機関が検査を行う銘柄（必須銘柄）とし、それ以外の銘柄については、登録検査機関が検査を行う銘柄（選択銘柄）として選択できることとしてはどうか。

水稻うるち玄米の産地品種銘柄

(19年産道府県別検査数量上位5品種)

都道府県	銘柄数	検査数量上位5品種							
		検査数量上位3品種				検査数量割合	4位	5位	検査数量割合
		1位	2位	3位	検査数量割合				
北海道	14	きらら397	ななつぼし	ほしのゆめ	88.0	おぼろづき	大地の星	92.1	
青森県	7	つがるロマン	まっしぐら	むつぼまれ	97.3	あきたこまち	ゆめあかり	99.0	
岩手県	9	ひとめぼれ	あきたこまち	いわてっこ	95.5	どんびしゃり	かけはし	99.2	
宮城県	19	ひとめぼれ	ササニシキ	まなむすめ	97.8	コシヒカリ	トヨニシキ	99.2	
秋田県	15	あきたこまち	ひとめぼれ	めんこいな	98.9	ササニシキ	はえぬき	99.6	
山形県	18	はえぬき	ひとめぼれ	コシヒカリ	87.7	あきたこまち	ササニシキ	96.3	
福島県	18	コシヒカリ	ひとめぼれ	あきたこまち	94.3	チヨニシキ	ミルキーQueen	97.8	
茨城県	11	コシヒカリ	あきたこまち	ゆめひたち	92.1	ミルキーQueen	ひとめぼれ	96.3	
栃木県	10	コシヒカリ	あさひの夢	なすひかり	97.5	ひとめぼれ	ミルキーQueen	99.0	
群馬県	10	あさひの夢	ゴロビカリ	コシヒカリ	90.9	朝の光	ミルキープリンセス	96.5	
埼玉県	10	彩のかがやき	コシヒカリ	キヌヒカリ	81.8	朝の光	あかね空	91.7	
千葉県	9	コシヒカリ	ふさおとめ	あきたこまち	86.2	ちば28号	ひとめぼれ	99.2	
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	
神奈川県	4	キヌヒカリ	さとじまん	コシヒカリ	98.0	祭り晴	-	98.3	
新潟県	18	コシヒカリ	こしいぶき	ゆきの精	96.3	ひとめぼれ	ゆきん子舞	98.2	
富山県	16	コシヒカリ	てんたかく	富山67号	98.5	ハナエチゼン	日本晴	99.1	
石川県	12	コシヒカリ	ゆめみづほ	ハナエチゼン	93.2	ほほほの穂	能登ひかり	97.9	
福井県	12	コシヒカリ	ハナエチゼン	イクヒカリ	96.6	キヌヒカリ	ひとめぼれ	98.1	
山梨県	6	コシヒカリ	あさひの夢	ひとめぼれ	93.3	農林48号	ミルキーQueen	98.0	
長野県	8	コシヒカリ	あきたこまち	ひとめぼれ	95.9	キヌヒカリ	ミルキーQueen	97.9	
岐阜県	17	コシヒカリ	ハツシモ	あきたこまち	76.7	ひとめぼれ	あさひの夢	95.7	
静岡県	11	コシヒカリ	キヌヒカリ	あいちのかおり	86.1	ヒノヒカリ	あさひの夢	95.7	
愛知県	12	コシヒカリ	あいちのかおり	あさひの夢	81.5	大地の風	ミネアサヒ	91.1	
三重県	13	コシヒカリ	キヌヒカリ	あきたこまち	91.4	みえのえみ	みえのゆめ	97.1	
滋賀県	18	コシヒカリ	キヌヒカリ	日本晴	76.6	秋の詩	あきたこまち	89.4	
京都府	10	コシヒカリ	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	87.2	祭り晴	どんとこい	97.1	
大阪府	5	ヒノヒカリ	キヌヒカリ	祭り晴	96.4	コシヒカリ	ひとめぼれ	97.9	
兵庫県	18	コシヒカリ	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	91.8	ハナエチゼン	どんとこい	94.6	
奈良県	5	ヒノヒカリ	コシヒカリ	ひとめぼれ	88.6	あきたこまち	キヌヒカリ	99.1	
和歌山県	10	キヌヒカリ	イクヒカリ	ヒノヒカリ	74.3	コシヒカリ	日本晴	90.4	
鳥取県	11	コシヒカリ	ひとめぼれ	日本晴	93.7	ヒノヒカリ	ヤマヒカリ	95.9	
島根県	9	コシヒカリ	きぬむすめ	ハナエチゼン	97.8	ヒノヒカリ	祭り晴	99.3	
岡山県	15	ヒノヒカリ	アケボノ	コシヒカリ	61.3	あきたこまち	朝日	89.2	
広島県	13	コシヒカリ	中生新千本	あきるまん	71.8	ヒノヒカリ	あきたこまち	86.7	
山口県	10	コシヒカリ	ヒノヒカリ	ひとめぼれ	84.9	晴るる	日本晴	95.2	
徳島県	10	コシヒカリ	キヌヒカリ	ハナエチゼン	90.8	ヒノヒカリ	あわみのり	97.3	
香川県	10	ヒノヒカリ	コシヒカリ	オオセト	88.6	はえぬき	あきたこまち	99.2	
愛媛県	9	コシヒカリ	ヒノヒカリ	あきたこまち	81.5	愛のゆめ	松山三井	93.7	
高知県	18	コシヒカリ	ヒノヒカリ	ナツヒカリ	88.1	あきたこまち	南国そだち	93.3	
福岡県	17	夢つくし	ヒノヒカリ	つくしるまん	86.4	コシヒカリ	あきさやか	91.0	
佐賀県	13	ヒノヒカリ	夢しずく	コシヒカリ	81.1	たんぼの夢	天使の詩	94.4	
長崎県	7	ヒノヒカリ	コシヒカリ	にこまる	92.5	あさひの夢	レイホウ	99.4	
熊本県	14	ヒノヒカリ	コシヒカリ	森のくまさん	78.6	あきげしき	あきまさら	88.6	
大分県	11	ヒノヒカリ	ひとめぼれ	コシヒカリ	95.6	ユメヒカリ	おおいた11	98.4	
宮崎県	14	コシヒカリ	ヒノヒカリ	まいひかり	97.2	さきひかり	ミルキーQueen	98.5	
鹿児島県	8	ヒノヒカリ	コシヒカリ	はなさつま	96.2	夢はやと	イクヒカリ	98.3	
沖縄県	3	ひとめぼれ	ちゅらひかり	チヨニシキ	99.7	-	-	99.7	
全国計	537				91.8			96.6	

注：平成19年12月末日現在（速報値）である。

米の産地品種銘柄の設定方法の見直しについて（案）

現 状

産地品種銘柄（銘柄数：537）

産地品種銘柄は、都道府県ごとに設定

《例》

山形県の産地品種銘柄数 18 銘柄

はえぬき、ひとめぼれ、コシヒカリ、あきたこまち、ササニシキ、つくばSD1号、どまんなか、夢ごち、夢いっぱい、ミルキーQueen、里のゆき、はなの舞い、花キラリ、さわのはな、キヨニシキ、まなむすめ、トヨニシキ、スノーパール

【要件】

県の奨励品種及び市町村等一定の地域でまとまった取組みがあり、拡大が見込まれるものに限定

登録検査機関（機関数：1,390）

都道府県の区域ごとに登録検査機関の検査員に、区域とする都道府県の産地品種銘柄の全てにつき、鑑定することを義務付け

課題・要望

生産者サイド

出回りが少量の品種は、有望であっても産地品種銘柄になりにくい。少量でも銘柄に設定できる仕組みを要望

登録検査機関

銘柄が多くなると、全ての銘柄について、鑑定することは困難（検査精度の低下につながるおそれ）

見直しの方向

選択制（仮称）の導入

産地品種銘柄を都道府県ごとに次の二つに区分

必須銘柄

選択銘柄

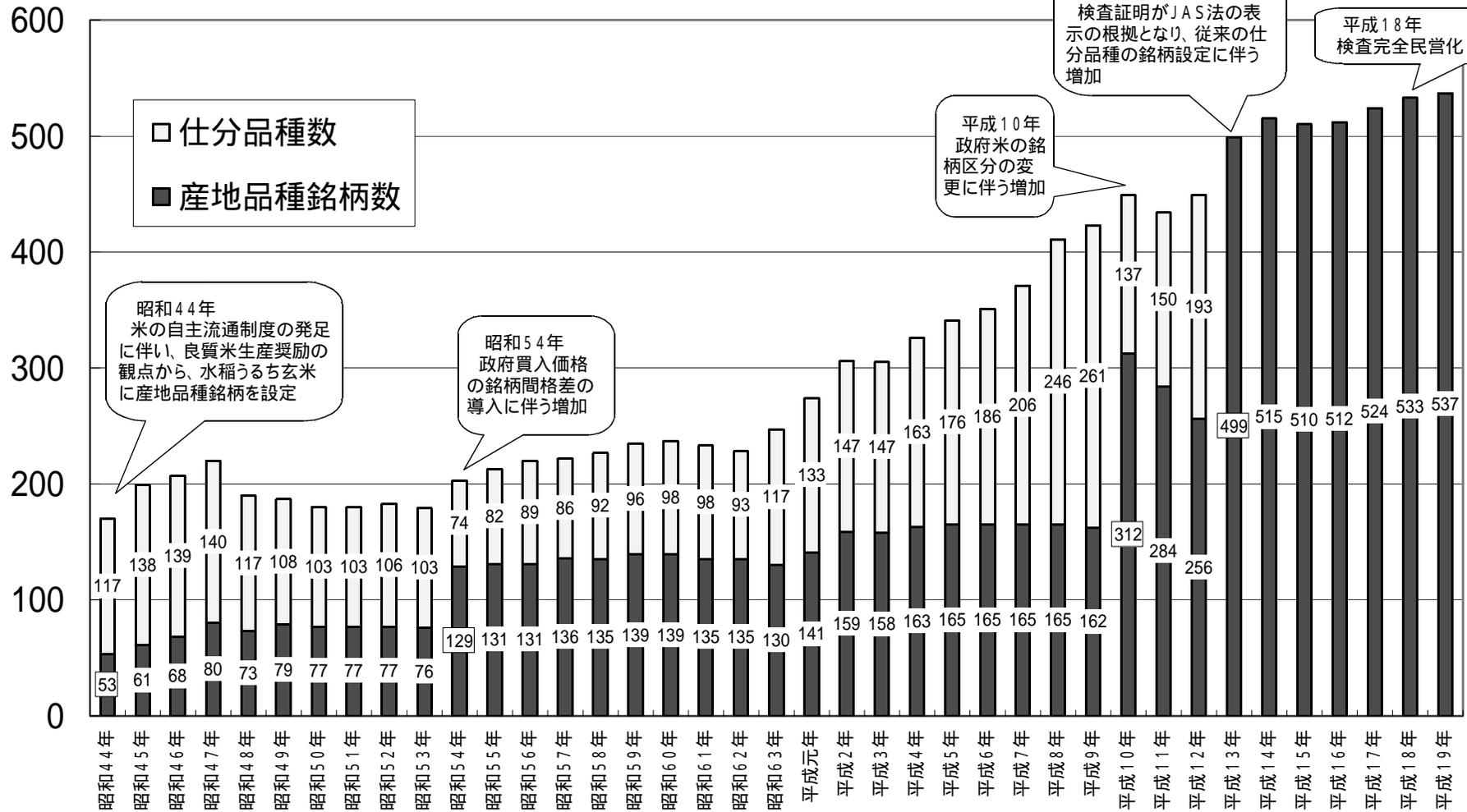
【要件】

選択銘柄については、鑑定可能な登録検査機関が1以上あること

登録検査機関

の必須銘柄は、鑑定を義務付け
の選択銘柄は、登録検査機関が選択

水稻うるち玄米の産地品種銘柄数の推移



注： 仕分品種とは、自主流通制度において、産地品種銘柄以外で新規育成品種又は奨励普及段階にある品種について、出荷業者が需要者団体の同意を得て設定している品種である。